

## 開 議

○小関勝助議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで、本日の本会議運営について議会運営委員会の報告を求めます。

渋谷佐輔議会運営委員長。

(渋谷佐輔議会運営委員長登壇)

○渋谷佐輔議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、12月2日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第6号のとおり、諮問1件であります。

追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、提案説明を受けますが、追加議案につきましては人事案件でございますので、申し合わせにのっとり質疑と討論を省略し、直ちに採決することといたします。

全議案の審議終了後、議長から挨拶を受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○小関勝助議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第6号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

### 日程第1 議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について外10件

○小関勝助議長 日程第1、議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議案第91号 平成25年度長井市水道事業会計補正予算第2号までの11件を一括議題とします。

### 総務常任委員会審査報告

○小関勝助議長 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

我妻 昇総務常任委員長。

(我妻 昇総務常任委員長登壇)

○我妻 昇総務常任委員長 おはようございます。

平成25年第8回市議会定例会において総務常任委員会に付託されました議案4件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査いたしました。

それでは、議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市の総合計画について議決事項とする所要の改正を行うため提案されたものであり

ます。

審査に当たり、企画調整課長からは、地方分権改革の一環として、平成23年5月の地方自治法改正により市町村における基本構想の策定や議会の議決を経ることの義務づけが廃止され、各自治体の自主的な判断に委ねられた。長井市では平成24年3月議会で、今後も計画的に市政運営を推進していくため、指針となる総合計画の策定について長井市まちづくり基本条例に規定した。このたびの第5次総合計画策定に当たり、総合計画で示すまちの将来像を市民と共有することは大きな意義を有することから、市の総合計画の策定または変更について、地方自治法第96条第2項に基づき、議会の議決を要する事項としたいとの説明を受けました。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市行財政改革推進委員会の委員の要件を拡大するなど所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に当たり、総務課長からは、平成7年に第4次基本構想、基本計画の目的であった将来像、生活の舞台のあるまちを推進するため長井市行財政改革推進委員会条例を設定したが、既にこの計画期間は終了している。また、今後新たな社会課題に対応する行財政支出を検討するに当たり、市民に限定せず有識者を幅広く委員として任命できるように改正したいとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、識見を有する方からご意見をいただくのは大事なことであるが、専門的な知見で理論武装された発言に左右され、自由な意見交換ができないおそれがある。市民以外の方の委員会構成の割合や運営方法はどうか考えているかとの質疑がなされ、総務課長から

は、市民以外の委員は専門的に研究している山大的教授1人を予定している。市政運営であるので、市民の方のご意見をもとに運営していくのが基本であり、市民が考えていないことを一方的に誘導されることはないと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、市民以外の委員の割合、人数を明文化して定めることが必要と思うが、どうかとの質疑がなされ、総務課長からは、他の委員会等の構成状況を調査し、規則等に明文化するかどうかはこれから検討したいとの答弁を受けたところであります。

討論に入り、委員からは、市民以外の委員の割合を明文化するという条件をつけて本議案に賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第84号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この2件の議案は、国の平成25年度税制改正のうち地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことにより、議案第83号は個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一本化等に伴う所要の改正を行うため提案されたものであり、議案第84号は金融所得課税の一本化等に見直しに伴う所要の規定の整備を行うため提案されたものです。

この2件の議案については関連があることから、一括して審査を行いました。

質疑に入り、委員からは、全国の自治体が国の税制改正にあわせて改正を行っているのかとの質疑がなされ、税務課長からは、全国的な調査はしていないが、県内では多くが9月か12月

に上程と聞いている。税制改正に伴うものは全国的に全て実施するものと理解しているとの答弁を受けました。

採決の結果、議案第83号及び議案第84号の2件については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 総務委員長にお伺いをいたしますけども、議案第82号の最後の討論のくだりで、市民以外の委員の割合を明文化するという条件をつけて賛成だということなんですけども、この明文化をすることで賛成だということによって全員一致になったと、こういうことですか。

○小関勝助議長 我妻 昇総務常任委員長。

○我妻 昇総務常任委員長 この意見を出されたのは1人の委員の方でありました。ほかの委員は、この討論について賛意あるいは反対意見というのはなされずに、ただ原案について全員賛成ということだったという事実であります。それのみでございます。

○小関勝助議長 14番、高橋孝夫議員。

○14番 高橋孝夫議員 そうすると、この割合をちゃんと何かしらすると、そうするのが条件でないとだめだということで全員一致で可決をしたということでなくて、可決したのはあくまでもその提案あった内容について可決をしたんだと、こういうことなんでしょうか。

だから、その条件をつけてという中身は、ここさこういうふうを書くという、この確認をした中身で採決をされたのかどうかも含めて、ちょっと整理してください。

○小関勝助議長 我妻 昇総務常任委員長。

○我妻 昇総務常任委員長 先ほど言ったように、1人の委員のあくまでも意見であるということで、全員の意見ではないというふうに私は委員長として理解しております。

○小関勝助議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第4、議案第84号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第81号 長井市まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第82号 長井市行財政改革推進委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第83号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第84号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は、原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

町田義昭産業・建設常任委員長。

(町田義昭産業・建設常任委員長登壇)

○町田義昭産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成25年第8回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月13日に開催し、委員全員出席のもと当局関係者の出席を求め審査いたしております。

それでは、議案第85号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市公共下水道事業受益者負担金の延滞金の基準割合について、長井市市税条例

に整合させるため提案されたものであります。

審査に当たり、上下水道課長からは、地方税法の一部改正に伴い、地方税に係る延滞金等の利率の見直しにより長井市市税条例の改正が平成26年1月1日より施行される予定である。下水道事業受益者負担金の延滞金の割合については、市税や税外収入と同等の取り扱いをしているため、整合性を図るべく所要の改正を行うものである。市税や税外収入に関しては、税制改正に伴う条例改正として、延滞金等に関する内容を含めて5月の臨時議会に提案し議決をいただいているとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第85号 長井市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

議案第85号について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告